認証の詳細
＜非木製バット＞

－ 目 次 －

１．工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表１　：製造設備基準

表２　：検査設備基準

表３　：型式区分（ロット認証と共通）

表４　：型式確認申請手数料

表５　：型式確認試験の委託検査機関

表６　：型式確認試験の有効期限

表７　：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表８　：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表９　：SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

２．ロット認証による SG マーク表示の場合

表１０：ロット認証の委託検査機関

表１１：ロット認証の申請手数料

表１２：ロット認証の SG マーク表示方法

１.工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表１：製造設備基準
登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
１．原材料の配合設備	１．原材料を適切に計量し、混合できること。
２．予備成形加工設備 （予備成型加工が必要な工程の場合に限る）	２．バット本体を適切に予備成形できること。
３．成形加工設備	３．バット本体を適切に成形加工できること。
４．熱処理加工設備 （熱処理加工が必要な工程 の場合に限る）	４．バット本体を適切に熱処理加工できること。
５．研磨加工設備	５．バット本体を適切に研磨加工できること。
６．表面加工設備	６．バット本体を適切に表面加工できること。
７．先端部キャップ装着設備 （先端部にキャップを用いている場合に限る）	７．バット本体にキャップを適切に装着できること。
８．グリップエンド装着設備	８．バット本体にグリップエンドを溶接、接着等により適切に装着できること。
９．グリップ部滑り止め加工設備	９．バット本体のグリップ部にテープ巻きを施す等により適切に滑り止め加工ができること。
ただし、原材料の配合、成形加工、熱処理加工、研磨加工、表面加工、先端キャップ装着、グリップエンド装着又は溶接加工の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、原材料の配合設備、成形加工設備、熱処理加工設備、研磨加工設備、表面加工設備、先端部キ	

ャップ装着設備又はグリップエンド装着設備の一部又は全部を備えることを要しない。	

表２：検査設備基準
登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
１．外観、構造及び寸法試験設備	１．
(1) 寸法測定設備	(1) 切断機及びノギス（日本工業規格B7507昭和54年）又はこれと同等以上のものを備えていること。
(2) 刻印の深さ測定試験設備（金属表面に刻印を施す場合に限る）	(2) 刻印の深さ測定器（目盛り精度が0.01㎜以上で0.3㎜まで測定することができるもの）を備えていること。
(3) ねじり試験設備（グリップ部の滑り止めとグリップエンドを一体成形により製造する場合に限る）	(3) グリップ部のねじり試験機（グリップ部を10±0.5N･m｛1±0.05kgf･m｝の回転力でねじることができるもの）を備えていること。
２．強度試験設備	２．
(1) 三点曲げ試験設備	(1) 三点曲げ試験機（非木製バットの基準確認方法2.(1)三点曲げ試験に規定する性能を有するもの）又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
(2) へん平試験設備	(2) へん平試験機（非木製バットの基準確認方法2.(2)打球部のへん平試験に規定する性能を有するもの）又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
３．音響試験設備（ノック用を除く硬式野球用バットを製造する場合に限る）	３．音響試験機（非木製バットの基準確認方法3.音響試験に規定する性能を有するもの）又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
４．反発性能試験（ソフトボール一般用Ａのバットを製造する場合に限る）	４．反発性能試験機（非木製バットの基準確認方法4.反発性能試験に規定する性能を有するもの）又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。

ただし、三点曲げ試験設備、へん平試験設備、音響試験設備及び反発性能試験設備について、その試験技術の状況により、試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。	

表３：型式区分（ロット認証と共通）
SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

型式の区分	
要　素 Element	区　分 Category
本体の材質	(1)　金属製のもの (2)　繊維強化プラスチック製のもの (3)　複合材製のもの
使用用途	(1)　硬式野球用のもの (2)　軟式野球用のもの (3)　ローバウンド用のもの (4)　ソフトボール用のもの
用途	(1)　一般用のもの (2)　中学生用のもの (3)　小学生以下用のもの (4)　ノック用のもの (5)　一般用Ａのもの (6)　一般用Ｂのもの (7)　少年用のもの (8)　学校体育用のもの
先端部の取付け方式	(1)　本体と一体成形のもの (2)　接着によるもの (3)　その他のもの
ｸﾞﾘｯﾌﾟｴﾝﾄﾞの取付け方式	(1)　本体と一体成形のもの (2)　溶接によるもの (3)　接着によるもの (4)　ねじによるもの (5)　ｸﾞﾘｯﾌﾟ部の滑り止めと一体になったもの (6)　その他のもの

グリップ部の滑り止めの形状	(1)　革巻きのもの (2)　グリップエンドと一体成形のもの (3)　その他のもの

表４：型式確認申請手数料
登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
当協会	・申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。 ・硬式用における「音響試験」及びソフトボール一般用Ａにおける「反発性能試験」に関する費用は含まれておりません。 申請時に以下検査機関の証明書等を添付ください。 「音響試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 一般財団法人日本車両検査協会東京検査所 〒114-0003　東京都北区豊島 7-26-28 TEL.03-3912-2361　FAX.03-3912-2208 「反発性能試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 一般財団法人ボーケン品質評価機構生活用品試験センター 〒552-0021　大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-(6577)-0124	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 72,600 円（税抜 66,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 69,520 円（税抜 63,200 円）	
	◆一般財団法人日用金属製品検査センター 71,500 円/型式（税抜 65,000 円）	

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表５：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921　大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072(968)2228　FAX 072(968)2221	３本/型式 試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021　大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-(6577)-0124	
	◆一般財団法人日用金属製品検査センター ＜本部＞ 〒959-1277　新潟県燕市物流センター1-9 TEL 0256(62)3131　FAX 0256(62)3879	

表６：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より３年間

表７：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。 (1) 自社ラベルに SG マークを付加したものを作成し本体に貼付	製品本体のグリップ部近傍の外面の見やすい位置に SG マークを印字、刻印又は添付して表示します。 形態：SG マークデザインは下図のとおり。 寸法：下図のとおりとする。 色　：特に規定しない。 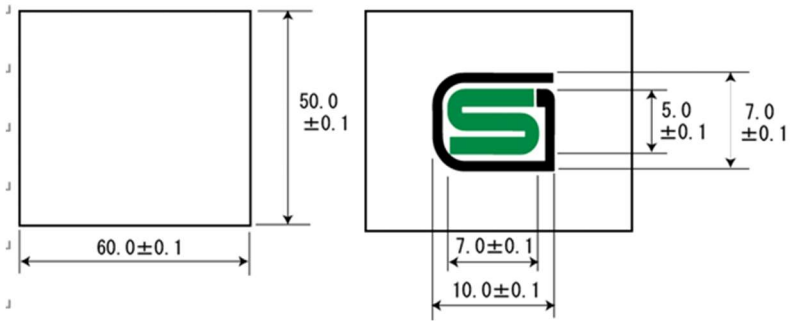

(2) 本体に SG マークの印刷又は刻印	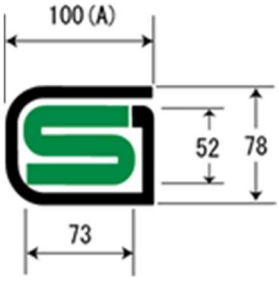 寸法：Ａを 100 としたときの比率で表しており、Ａは 3.0mm 以上 50.0mm 以下です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図２に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 原則１か月ごとに表示実績を報告してください。 このとき同時に表８の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。

表８：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク（SG ラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・硬式野球用のもの 110 円/本（税抜 100 円/本） ・その他のもの 55 円/本（税抜 50 円/本） ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名　一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表９：SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より２年間

２.ロット認証による SG マーク表示の場合

表１０：ロット認証の委託検査機関
ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	＜大阪事業所＞ 〒578-0921　大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072(968)2228　FAX 072(968)2221 ＜東京事業所＞ 〒130-8611　東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL.03(3829)2509　FAX.03(3829)2549
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構
	＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126 ＜東京事業所＞ 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381 ＜名古屋営業所＞ 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006 ＜岡山生活用品試験センター＞ 〒700-0936　岡山県岡山市北区冨田 422-1 TEL 086-231-2700　FAX 086-231-0050 同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 ・上海愛麗服装検験修理有限公司（中国） ・常州市波肯紡織検測有限公司（中国） ・青島紡検験有限公司（中国） ・SGS 香港株式会社（中国） ・SGS Taiwan Limited（台湾） ・SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Hangzhou Branch（中国） ・財団法人 FITI 試験研究院（韓国） ・PT.SGS INDOONESIA（インドネシア） ・SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・SGS Thailand Ltd.（タイ）
	◆一般財団法人日用金属製品検査センター

	＜本部＞ 〒959-1277　新潟県燕市物流センター1-9 TEL.0256(62)3131　FAX.0256(62)3879 ＜大阪事業所＞ 〒537-0014　大阪府大阪市東成区大今里西 2-5-12 TEL./FAX.06(6972)1653

表１１：ロット認証申請手数料
ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。
ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
一般財団法人 日本文化用品 安全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表５と同じ） 72,600 円（税抜 66,000 円） ・硬式用における「音響試験」及びソフトボール一般用Ａにおける「反発性能試験」に関する費用は含まれておりません。 申請時に以下検査機関の証明書等を添付ください。 「音響試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 一般財団法人日本車両検査協会東京検査所 〒114-0003　東京都北区豊島 7-26-28 TEL.03-3912-2361　FAX.03-3912-2208 「反発性能試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 一般財団法人ボーケン品質評価機構生活用品試験センター 〒552-0021　大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-(6577)-0124 ※基準適合性検査を受けた後、最大６か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①＋②＋③） ① 硬式野球用のもの　110 円/本（税抜 100 円/本） その他のもの　55 円/本（税抜 50 円/本） ② ロットの大きさ毎の額 ロット数　検査料 160 以下　9,900 円（税抜　9,000 円） 161～650　13,750 円（税抜 12,500 円） 651～1,600　21,450 円（税抜 19,500 円） 1,601～4,000　29,700 円（税抜 27,000 円） 4,001～10,000　45,100 円（税抜 41,000 円） 10,001～16,000　60,500 円（税抜 55,000 円） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

一般財団法人ボーケン品質評価機構	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表５と同じ） 69,520 円（税抜 63,200 円） ・硬式用における「音響試験」及びソフトボール一般用Ａにおける「反発性能試験」に関する費用は含まれておりません。 申請時に以下検査機関の証明書等を添付ください。 「音響試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 一般財団法人日本車両検査協会東京検査所 〒114-0003　東京都北区豊島 7-26-28 TEL.03-3912-2361　FAX.03-3912-2208 「反発性能試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 一般財団法人ボーケン品質評価機構生活用品試験センター 〒552-0021　大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-(6577)-0124 ※基準適合性検査を受けた後、最大６か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①＋②＋③） ① 硬式野球用のもの　110 円/本（税抜 100 円/本） その他のもの　55 円/本（税抜 50 円/本） ② ロットの大きさ毎の額 ＜滑り止めとグリップエンドが一体成型されていないもの＞ ロット数　検査料 160 以下　12,100 円（税抜 11,000 円） 161～650　16,500 円（税抜 15,000 円） 651～1,600　25,300 円（税抜 23,000 円） 1,601～4,000　34,100 円（税抜 31,000 円） 4,001～10,000　51,700 円（税抜 47,000 円） 10,001～16,000　69,300 円（税抜 63,000 円） ＜滑り止めとグリップエンドが一体成型されているもの＞ ロット数　検査料 160 以下　34,100 円（税抜 31,000 円） 161～650　38,500 円（税抜 35,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

	651～1,600　　47,300 円（税抜 43,000 円） 1,601～4,000　　56,100 円（税抜 51,000 円） 4,001～10,000　　73,700 円（税抜 67,000 円） 10,001～16,000　92,400 円（税抜 84,000 円） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	

一般財団法人 日用金属製品 検査センター	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表５と同じ） 71,500 円（税抜 65,000 円） ・硬式用における「音響試験」及びソフトボール一般用Ａにおける「反発性能試験」に関する費用は含まれておりません。 申請時に以下検査機関の証明書等を添付ください。 「音響試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 一般財団法人日本車両検査協会東京検査所 〒114-0003　東京都北区豊島 7-26-28 TEL.03-3912-2361　FAX.03-3912-2208 「反発性能試験」が可能と認める検査機関は次のとおりです。 一般財団法人ボーケン品質評価機構生活用品試験センター 〒552-0021　大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-(6577)-0124 ※基準適合性検査を受けた後、最大６か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。 (2) 同等性検査（①＋②＋③） ① 硬式野球用のもの　110 円/本（税抜 100 円/本） その他のもの　55 円/本（税抜 50 円/本） ② ロットの大きさ毎の額 ロット数　検査料 160 以下　8,800 円（税抜 8,000 円） 161～650　13,200 円（税抜 12,000 円） 651～1,600　19,800 円（税抜 18,000 円） 1,601～4,000　28,600 円（税抜 26,000 円） 4,001～10,000　44,000 円（税抜 40,000 円） 10,001～16,000　57,200 円（税抜 52,000 円） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表１２：ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	製品本体のグリップ部近傍の外面の見やすい位置に SG マークを印字、刻印又は添付して表示します。
(1) 自社ラベルに SG マークを付加したものを作成し本体に貼付	形態：ＳＧマークデザインは下図のとおり。 寸法：下図のとおりとする。 色　：特に規定しない。 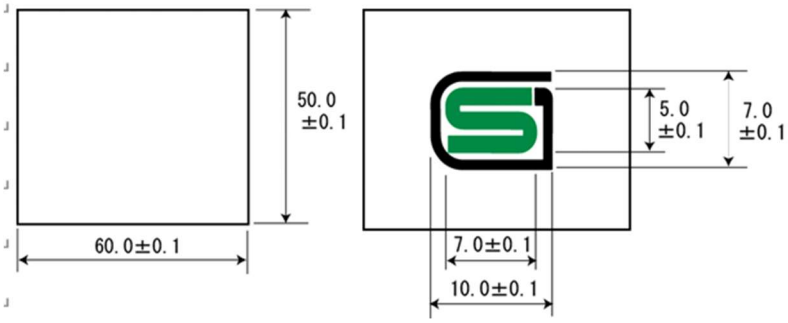
(2) 本体に SG マークの印刷又は刻印	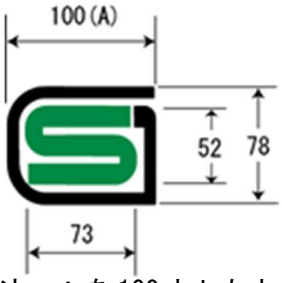 寸法：Ａを 100 としたときの比率で表しており、Ａは 3.0mm 以上 50.0mm 以下です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表８の手数料をお支払いください。

【作成・改正履歴】

2025/4/1：料金変更

2025/4/1：検査機関料金改定